

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

身延町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

身延町長

## 公表日

令和7年3月14日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者に係る申請書(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。</li> <li>②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理</li> <li>③介護、予防、地域支援事業に関する給付又は市町村特別給付の支給。</li> <li>④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答。</li> <li>⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答。</li> <li>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答</li> <li>⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答</li> <li>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更</li> <li>⑨保険給付の支払の一時差し止め</li> <li>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例</li> <li>⑪保険料の徴収又は保険料の賦課</li> <li>⑫保険者事務共同処理業務</li> </ul> <p>※①から⑪までの事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が所有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行い、申請については、窓口、郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。</p> <p>※⑫の業務については、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が該当事務を実施するにあたり、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。</p>
③システムの名称	介護保険システム 宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム 団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、申請管理システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

介護保険ファイル  
収納状況ファイル、滞納情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100、135項
--------	----------------------

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161項、第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第139条、第146条、第163条</p> <p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86、87、131、132、第88像、第89条第133条、第134条</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111
-----	--------------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健課 電話0556-20-4611
-----	----------------------

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>
--	--

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、手作業が介在するものにおいては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規程及びその実施手順に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置を講じている。また、教育研修を行い、特定個人情報の取得から保管、廃棄に至るまでの措置を徹底するとともに、万が一漏えい等事故が発生した場合の対応についても教育、周知、啓発を図っており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
-------	---	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査又は申請に對	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の ⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る	事後	
	I-1-②事務の概要	介護保険システム宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム団体内統合宛名シ	介護保険システム宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム団体内統合宛名シ	事後	
	I-1-③システムの名称	介護保険システム宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム団体内統合宛名シ	介護保険システム宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム団体内統合宛名シ	事後	
	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務課 庶務担当	福祉保健課	事後	公表後の見直しによる
	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長	福祉保健課長	事後	公表後の見直しによる
	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	福祉保健課 電話0556-20-4611	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2017/6/28	2019/4/1	事後	公表後の見直しによる
	IV リスク対策	記載なし	項目を追加	事後	様式変更による
	I-1-②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護	事後	公表後の見直しによる
	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表二 【情報提供】	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】	事前	「デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法
令和4年9月30日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 庶務担当 電話0556-42-2111	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111	事後	公表後の見直しによる
	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	公表後の見直しによる
令和5年6月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		「申請については、窓口、郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の	事後	公表後の見直しによる
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		「申請管理システム」を追加	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2019/4/1	2023/4/1	事後	公表後の見直しによる
令和7年3月14日	I-1②事務の概要		※番号法の改正による修正	事後	公表後の見直しによる
	I-3法令上の根拠		※番号法の改正による修正	事後	公表後の見直しによる
	I-4②法令上の根拠		※番号法の改正による修正	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2023/4/1	2025/2/1	事後	公表後の見直しによる
	IV-8人手を介在させる作業		「十分である」 根拠 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、手作業が介在するものにおいては複	事後	様式の変更による
	IV-9監査	[ ]内部監査	[○]内部監査	事後	公表後の見直しによる
	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] 「十分である」 根拠 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規程	事後	様式の変更による